

## 「自転車安全利用情報」とは？

### 1 自転車の適正な通行の方法（条例第13条）

- 自転車は、道路交通法上の軽車両です。原則、車道の左側端に寄って通行すること。（歩道通行は例外）
- 歩道を通行する場合は、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止すること。
- 安全ルールを守ること。（信号遵守、交差点での一時停止、夜間のライト点灯、二人乗りの禁止、スマホ等の「ながら運転」の禁止、飲酒運転の禁止など）

### 2 自転車の点検・整備の必要性（条例第13条）

自転車を定期的に点検し、必要に応じて整備すること（ブレーキの効き、タイヤの空気圧、ハンドルのガタつき、ライトの適切な照射、反射器材の備付けなど）

### 3 自転車に関する事故に関する情報（規則第2条）

交通事故があったときは、

- けが人を救護すること。（119番に通報して救急車を呼ぶ。）
- 安全を確保すること。（安全な場所に自動車を移動させるなど、新たに事故の危険が生じないようにする。）
- 警察へ報告すること。（けが人がいる場合でも、いない場合でも、110番通報する。）

### 4 乗車用ヘルメットに関する情報（規則第2条）

- 自転車に未就学児を同乗させるときは、ヘルメットの着用を徹底すること。
- 子どもから大人まで、特に高齢者は、ヘルメットの着用に努めること。